

## 食品による窒息事故に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) に対するパブコメ意見

全国消費者行政ウォッチねっと

本件審議結果(案)では、「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の要因の一つとしています。しかし以下のとおり、「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の要因の一つとすること自体相当でなく、同案の科学的中立性・公正性に対しては強い疑念を抱かざるを得ません。

従って、本件審議結果(案)をそのまま食品安全委員会の見解とすることには反対です。

そもそも窒息事故の再発防止にとって重要なのは、窒息事故に至る可能性のあるさまざまな要因を分析したうえで、それぞれの要因ごとにそのリスクを除去する対策を立てることです。

そして本件審議結果(案)も指摘するとおり、窒息事故の原因の中には、食品側の要因(食品そのものの物性・形状・容器等に起因するもの)と、食品以外の要因とが混在しています。窒息事故の原因がいずれであるかによって、その対策は異なってきます。例えばパンの早食い競争でのどを詰まらせてしまった場合には、そのような食べ方が問題となることはあってもパンの物性そのものが問題になることは通常はありません。これに対し、ミニカップ入りこんにゃくゼリーのように、カップから直接吸い取って食べることが想定されている食品を、その想定どおりの食べ方で食べた結果のどに詰まらせてしまったような場合には、食べ方ではなく食品・容器の大きさ・形状・物性等が問題にされることとなります。

にもかかわらず本件審議結果(案)においては、食品側の要因と食品以外との要因とを区別せずに、窒息事故という結果だけを捉えて事故頻度を算出しています。このような調査目的を見失ったデータの算出は、具体的な事故防止策を検討するために無意味であるばかりか、事故防止のための正しい判断を誤らせるおそれがあります。

したがって、こうした「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の一要因とすること自体、不適切であって、同案の科学的中立性・公正性には大変問題があると考えます。

なお、同案においては、一日摂取量等のデータの算出についても疑問があります。例えば、餅、米飯類、パン、飴類等は国民栄養調査特別集計結果による摂取量(調査対象者の摂取食品を秤量記録して調査)をもとに算出しているのに対し、こんにゃく入りミニカップゼリーは生産量や販売量をもとに算出しています。常識的に考えて、摂取量より生産量・販売量の方が高い値となるのですから、これではこんにゃく入りミニカップゼリーの一日摂取量が相対的に多く計算されてしまい、本来の事故頻度よりも数値が低く見えることとなります。このように同案では、データの取り方そのものにも問題があり、全体として、科学的正確性そのものにも疑問があると言わざるを得ません。

食品安全委員会においては、正しい対策を立てるために真に中立公正な科学的判断を行って頂きたいと思えます。

以上